

NBA docomo 視聴パス利用者特約

「NBA docomo 視聴パス」（以下「視聴パス」といいます）による「NBA docomo」（以下「本サービス」といいます）のご利用は、「NBA docomo 視聴パス利用者特約」（以下「本特約」といいます）に定める条件に従って提供されます。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約に特段の定めがない限り、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます）が定める「NBA docomo ご利用規約」（以下「原規約」といいます）の定めに従います。

第1条 （概要）

利用者（以下に定める利用条件を満たした方を指します）は、ご利用開始後、当該視聴パス毎に定められた利用可能期間（以下「視聴パス利用可能期間」といいます）、本サービスの月額料金を毎月支払うことなく、月額課金の会員（以下「月額会員」といいます）として、本サービスを利用することができます。なお、視聴パスの払い戻し、換金、返金、返品、交換、再発行又は転売は禁止しております。

[利用条件]

- ・sp モード契約があること。又は本サービスのご利用にあたり、当社が別に指定する d アカウントの発行を受けること。
- ・所定の販売店又はウェブサイト等で視聴パスを購入すること。
- ・適正な視聴コードを用いて、視聴パスもしくは購入後に受信したメール等に記載の登録期限もしくは利用期限までに、当社所定の手続きに従い、原規約及び本特約に同意したうえで視聴コード登録を行うこと。

第2条 （適用事項）

利用者には、本特約の定めのほか、原規約の「申込者」「利用者」又は「利用登録者」として原規約の定めが適用されます。なお、本特約と原規約の定めが抵触する場合は、本特約が優先して適用されるものとします。

第3条 （各種割引又は特典等の非適用）

利用者は、本サービスの月額料金にかかる特典及び、当社が提供する、携帯電話サービス又はその他サービスとの重畳契約にかかる各種割引又は特典等の適用対象外となります。

第4条 （利用終了）

次の各号に定める事項に該当する場合、月額会員として本サービスをご利用いただけなくなります。なお、第3号に定める事項に該当する場合、本サービスの利用登録者資格も喪失します。

- (1) 視聴パスもしくは購入後に受信したメール等に記載の登録期限を過ぎた場合
- (2) 視聴パス利用可能期間を過ぎた場合
- (3) 利用者が本特約に違反した場合、原規約の利用登録者資格を喪失した場合、又は第1条に定める利用条件を満たしていないことが明らかになった場合